

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記により縦覧に供する。

令和7年1月28日

富士吉田市長 堀内 茂



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林 班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R6-01	富士吉田市新倉 字阿ノ山 4177	13	山林	0.3966	令和7年1月28日 ～ 令和12年3月31日	
	富士吉田市新倉 字阿ノ山 4178			0.1983		
R6-02	富士吉田市新倉 字大久保 3456			0.2975		
R6-03	富士吉田市新倉 字大久保 3584			0.1950		

2. 縦覧場所

富士吉田市役所 西別館 1階 農林課

富士吉田市ホームページ

(<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/4296>)

3. 権利の設定

本公告により、富士吉田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。